

医科点数表の解釈

平成30年4月版

Web追補 No.18 (令和元年10月号)

令和元年 10 月 10 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和元年 9 月 30 日 保医発 0930 第 3 号 (令和元年 10 月 1 日適用)
 - 令和元年 9 月 30 日 保医発 0930 第 6 号 (令和元年 10 月 1 日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html
- 「疑義解釈資料の送付について(その17)」(令和元年10月9日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
516			〔D007血液化学検査の「61」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃、同区分「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数(788点)を準用する項目として追加〕 ◇ FGF23 FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、D007血液化学検査の「61」1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃ の所定点数と同区分「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。 ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。	
			(令和元. 9. 30 保医発 0930 6)	
1307	—	上から4行目	(最終改正; 令元. 8. 30 保医発 0830 4)	(最終改正; 令元. 9. 30 保医発 0930 3)
			〔黄色網かけはWeb追補No. 17等にて改正済み〕	
1312	右	上から9~10行目	1回の手術に対し1個を限度として算定する。	1回の手術に対し1個を限度として算定する。 ただし、大静脈へ使用する場合は1回の手術に対し2個を限度として算定する。

※Web追補No. 17において、「令和元年8月19日厚生労働省告示88号の「028 胃管カテーテル」の「(2) ダブルルーメン」の「① 標準型」の改定後の価格を「446円」から「447円」に訂正する官報正誤が行われる予定」と記載しましたが、令和元年10月1日に官報正誤が行われています。

また、令和元年10月7日医療課事務連絡により、令和元年8月19日厚生労働省告示88号の「120 生体弁」の「(3) 異種心膜弁(Ⅱ)」の「承認番号が22900BZX00053000のもの」の「令和元年10月1日から令和2年3月31日までの価格」を「1,000,000円」から「995,000円」に訂正する官報正誤が行われる予定とされています。[\(Web追補No. 16\(臨時増刊号\)の39頁を参照\)](#)